

三木市・吉川町合併協議会幹事会規程

(設置)

第1条 三木市・吉川町合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第1項の規定により、三木市・吉川町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、三木市・吉川町合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、三木市・吉川町合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する必要な事項について調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、三木市及び美嚮郡吉川町(以下「両市町」という。)の合併に必要な事項について調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(役員)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、両市町の助役が協議し、幹事の中からこれを選任する。

(会議)

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、会議を主宰し、会議の座長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第7条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の調整経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名					
三木市	助 役	教育長	技 監	企画部長	総務部長	教育次長 (総務担当)
吉川町	助 役	教育長	企画調整 課 長	総務財政 課 長	教育次長	